

新型コロナウイルス感染症対策に係る ガス料金の特別措置について

日東エネルギー株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業及び失業等が発生している状況であり、一時的にガス料金の支払いが困難となるお客様について、経済産業省及び一般社団法人LPガス協会から支払期日の延長を要請されたことを受けて、下記の特別措置を講ずることと致します。

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様への特別措置

1. 【適用となるお客様】

当社とLPガス又は都市ガスの供給について契約されているお客様で、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けており、かつ、一時的にガス料金の支払いが困難な事情があって、当社に本適用をお申し出いただいた場合に、適用させていただきます。

2. 【特別措置の内容】

2020年3月分、4月分及び5月分のLPガス又は都市ガスの料金の支払期日を原則としてそれぞれ1ヶ月間延長致します。

3. 【お問い合わせ先】（対応時間 平日9：00～18：00）

(1) LPガスのお客様

東京営業所	0120-564-210	太田営業所	0120-429-210
松戸営業所		伊勢崎営業所	
船橋営業所		高崎営業所	
柏営業所		行田営業所	
埼玉東営業所		栃木中央営業所	
戸田営業所	0120-467-210	足利営業所	0120-483-210
埼玉中央営業所		つくば営業所	
上福岡営業所		水戸営業所	
多摩営業所		石岡営業所	
千葉営業所	0120-876-210	茨城西営業所	
総武営業所			
茂原営業所			
大原営業所			
市原営業所			
鴨川営業所			

(2) 都市ガスのお客様

都市ガス専用ダイヤル 0120-235-210